

セントアンナ在宅介護支援センター

重要事項説明書

事業の目的

事業所は、利用者の委託を受けて、利用者の可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成することを目的とします。

ケアマネジメントの内容

居宅サービスまたは施設サービスの選択に必要な情報を本人やご家族に提供します。
ご本人やご家族が抱える介護について課題を分析し、希望相談に応じます。
サービスの実施状況の継続的な把握と必要に応じたケアプランの変更を行います。

運営方針

出来るだけご自宅で、ご本人の能力に応じ、自立した生活が出来るように援助いたします。
ご本人の選択を尊重しつつ、最適な保健医療サービスや福祉サービスを総合的に受けていただけるように配慮します。
サービスの提供にあたっては、各機関との連携に努め、特定事業所に偏ることなく公正中立に行います。
又、市町村から要介護認定調査の委託を受けた場合は公正中立に正しい調査を実施いたします。

職員

介護支援専門員・管理者 1名
事業所の従業員の管理と業務管理を行います。

介護支援専門員 2名
居宅介護支援の提供を行います。

セントアンナ在宅介護支援センター
指定居宅介護事業所（第1271600031）
住所 〒286-0118 千葉県成田市本三里塚226-1

TEL 0476-35-6071 FAX 0476-35-5341

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 当センターが提供するサービスについての窓口

電話 0476-35-6071

担当部署：セントアンナ在宅介護支援センター

2. セントアンナ在宅介護支援センター居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人社団聖母会セントアンナ在宅介護支援センター
所在地	千葉県成田市本三里塚226-1
介護保険指定番号	居宅介護支援（千葉県 1271600031）
サービス提供地域	成田市

*市内以外の地域でサービスをご希望される方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	常勤	業務内容
管理者・主任介護支援専門員	1名	管理業務・居宅介護支援業務
介護支援専門員	2名	居宅介護支援業務

(3) 営業時間

営業日 月曜日～金曜日（祝日のある週の土曜日は営業）

但し、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日）
は休業とする。

営業時間 午前9時00分～午後5時00分

※ 電話により、24時間常時連絡が可能な体制あり

3. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営方針・サービス内容

- ・利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身状況を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当するもの等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ・利用者の心身の状況、置かれている環境に等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう

努力します。

- ・ 利用者の尊厳と利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定のサービスの事業所に不当に偏ることが無いよう、公正中立に行います。利用者やその家族は、複数の事業者を紹介するように求めることができ、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ・ 要介護状態の悪化の防止等に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。利用者が病院または診療所に入院する状況が生じた場合には、利用者または家族は介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所にお伝えください。利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、主治の医師等に対し居宅サービス計画書を交付いたします。

また、訪問介護等から伝達された利用者の服薬状況、口腔機能その他の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・ 居宅サービス計画にあたっての訪問、状況把握
- ・ 居宅サービス計画の作成、説明、同意、交付、モニタリング
- ・ 給付管理業務
- ・ サービス担当者会議の開催、連絡調整
- ・ 認定申請の援助
- ・ 介護保険施設等の紹介等

緊急時の対応

訪問中に利用者の病状が急変生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

個人情報の保護について

- ① 事業所は、利用者および家族の個人情報の管理について「個人情報保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取り扱いを行います。
- ② 事業所が知り得た利用者および家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。
- ③ 外部への情報提供については、必要に応じ利用者および家族またはその代理人の了承を得ます。

秘密の保持について

- ① 事業所の介護支援専門員および事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ② 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③ 事業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

事故発生時の対応について

- ① 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等および関係諸機関に事故発生状況および今後の対応等について報告します。
- ② 事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告します。
- ③ 事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- ④ 事業所は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。以下の各号に該当する場合には、事業所は賠償責任を免れます。

- ア 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害を生じた場合。
- イ 利用者が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害を生じた場合。
- ウ 利用者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- エ 利用者が、事業所もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 セントアンナ在宅介護支援センター 管理者 井上 幸子

電話番号：0476-35-6071 (または施設長 桑名 真)

その他等センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

市町村名 成田市 介護保険課 電話番号 0476-20-1545

高齢者福祉課 電話番号 0476-20-1537

千葉県国民健康保険団体連合会

苦情処理班 電話番号 043-254-7428

業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生において利用者に対する居宅介護支援事業提供を継続的に実施する為の業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を実施します。
- ② 事業所は定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。

衛生管理等

事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の措置を講じます。

- ① 事業所における感染症発生の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- ③ 職員に対し感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的の実施します。

虐待防止

事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生又はその発生を防止する為に次の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定します。
- ② 虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知を図ります。
- ③ 虐待防止の為に指針を整備します。
- ④ 職員に対して虐待を防止する為に定期的な研修を実施します。

身体的拘束等

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

4. 利用料金

基本料金

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合は要介護に応じ、下記の金額を徴収し、当センターからのサービス提供証明書を発行します。このサービス提供書を後日市町村の介護保険の窓口に出しますと、全額払い戻しが受けられます。

- ・ 要介護1・2 1086単位/月 要介護3・4・5 1411単位/月

加算料金

- ・ 初回加算 300単位/月 (要介護状態区分が2段階以上変更となった場合含む)
- ・ 特定事業所加算 (I) 519単位/月 (II) 421単位/月
(III) 323単位/月 (A) 114単位/月
- ・ 特定事業所医療介護連携加算 125単位/月
- ・ 入院時情報連携加算 (I) 250単位/月 (II) 200単位/月
- ・ 退院・退所加算

※入院・入所期間中1回まで (I) イ 450単位/回 (I) ロ 600単位/回
(II) イ 600単位/回 (II) ロ 750単位/回
(III) 900単位/回

- ・ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位 (1月2回目まで)
- ・ ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

- ・ 通院時情報連携加算 50単位/月（1回まで）

※上記の料金も介護保険から支払われますが、滞納があると基本料金と同様になります。

※当事業所が所在する成田市は、地域区分4級地となり、1単位10.84円となります。

交通費

当事業所がサービスを提供する地域 成田市にお住まいの方、それ以外の地域の方も交通費は無料です。

解約料

利用者は契約を解約することができ、解約料はいただきません。

その他

要介護認定申請代行費、記録の複写費の料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

・サービスの利用開始

先ずはお電話でお申し込みください。

当事業所の職員が伺います。契約締結したのち、サービスの提供をいたします。

・サービスの終了

① 利用者の都合

文書でお申し出いただければいつでも解約できます。

② 事業所の都合

人員不足等止む得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅支援事業者にご紹介します。

③ 次の場合双方の通知が無くても自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）要支援1、要支援2と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④ 利用者やご家族の背信行為

利用者やご家族などが当事業所又は介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は文章で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

当法人の概要	
名称・法人種別	医療法人社団 聖母会
代表者役員・氏名	理事長 太田 不二雄
所在地・電話番号	千葉県成田市取香 446 聖マリア記念病院 電話 0476-32-0711

当該事業所 ・ 施設に係る組織体制図	
医療法人社団 聖母会	聖マリア記念病院
	セントマリアクリニック
	介護老人保健施設セントアンナナーシングホーム
	セントアンナナーシングホーム 通所リハビリテーション
	成田地域生活支援センター
	福祉ホーム マリアンホーム
	グループホーム しらゆり
	☆セントアンナ在宅介護支援センター (指定居宅介護支援センター)

社会福祉法人 慈生会	ケアハウス サンエンゼルコート
	デイサービスセンター エンゼルハート

セントアンナ在宅介護支援センターは居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県成田市本三里塚 226-1
名称 セントアンナ在宅介護支援センター ⑩
事業所番号 千葉県第1271600031号
説明者 (介護支援専門員)
氏名 _____ ⑩

私は本契約書及び本書面により、事業所からの居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____
氏名 _____ ⑩

家族又は代理人 住所 _____
氏名 _____ (続柄) ⑩